個人再生手続・受付相談Q&A集

<目次>		ページ
第1	手続の概要について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	手続の選別について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1~3
第3	手続一般について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4~7
第4	費用について	8, 9
第5	個人再生委員について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第6	住宅ローンの特則について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
第7	その他	12

盛岡地方裁判所第2民事部

第1 手続の概要について

1 Q 「個人再生」とは、どのような手続なのですか?

A 継続的な収入の見込みはあるけれども、多額の借金などを抱えたためにその返済ができなくなったという場合に、全債権者に対する返済総額を少なくし、その少なくなった後の金額を原則3年(最長5年)で分割して返済するという再生計画を自分自身で立て、裁判所が債権者の意見を聴いた上でそれを認めると、その計画どおりに返済することによって、残りの借金などが免除されるという手続です。

第2 手続の選別について

1 Q 個人再生手続と、破産や調停の違いは何ですか?

A 3つの手続は、いずれも借金の増加や収入の減少などによって借金等を返済していくことが困難になり、経済的に立ち行かなくなった場合に、借金等の問題を解決するための手段です。

まず**破産**は、現時点の財産をすべて処分して借金等の返済に充て、それでも足りない部分については、原則として借金の支払責任を免除する方法(清算型)です。

調停は、財産の清算はせずに、債権者全員の同意を得た上で、元金と法 定利息分の分割払いをするという方向で解決を図る方法です。

それに対し,**個人再生手続**は、財産の清算はせずに、法律の要件にしたがって、元金等についても免除を得て、残額を分割で支払うという方向で解決を図る方法(再建型)です。

2 Q 個人再生手続のメリット、デメリットを教えてください。

- A (1) メリットについて
 - a 最大のメリットは、民事再生法が最低限支払わなければならないと する金額まで、負債総額をカットでき、それを原則3年で分割払いす れば、残りの支払は免除されるという点です。

最低限支払わなければならない金額は、次のとおりです。

- ア 小規模個人再生手続の場合
 - 一応の目安は次のとおり。

借金等の総額(住宅ローンを除く)が

100万円未満の人 ----- 総額全部

100万円以上 500万円未満の人 ----- 100万円

500万円以上1500万円未満の人 ----- 総額の1/5

1500万円以上3000万円以下の人 ----- 300万円

3000万円を超え5000万円以下の人 ---- 総額の1/10

- (注) ただし、処分できる財産がある場合には、上記の表により 算出した金額と自分の財産を処分して得られる金額とを比較 して、多い方の金額
- イ 給与所得者等再生手続の場合

上記アの表により算出した金額と、自分の可処分所得額(自分の収入の合計から税金や最低生活費などを差し引いた金額)の2年分の金額とを比較して、多い方の金額

ウ 住宅ローンの特則を利用した場合

住宅ローンは、上記の支払と別枠で支払を続ける必要があります。

b また、調停のように全債権者と個別に話合いをして同意を取り付ける必要がなく、自分が作った返済計画案(再生計画案)について、債権者の議決(小規模個人再生手続の場合)、又は債権者からの意見聴取(給与所得者等再生手続の場合)のみで足りるというメリットもあ

ります。

(2) デメリットについて

- a 個人再生手続は、調停と異なり倒産処理手続ですから、「破産者」 とは言われなくても、破産と同様の社会的評価を受ける可能性があり ます。また、破産と同様に官報に公告されますので、個人再生手続開 始決定を受けた人であることは公開されます。
- b 個人再生手続は、申立人が主体となって手続を進めていかなければならない制度なので、申立書を提出したとしても、財産目録、報告書、再生計画案、返済表などたくさんの書類を裁判所が定めた期間内に提出しなければならず、それができないと手続が無駄になったり、場合によっては裁判所から破産宣告をされることもあります。弁護士の代理人がない場合には、「個人再生委員」に助言を受けることもできますが、個人再生委員はあなたの代理人ではなく、あくまでも中立の立場ですから、助言の内容にも限界はあるわけで、あなたが主体となって書類の作成をしなければならないことに変わりはありません。
- c また,裁判所に納めなければならない手続費用が,パンフレットに 記載されているとおり,破産や調停と比較して割高だと言えます。

3 Q 破産、調停、個人再生手続のうち、どの手続を選べばいい のでしょうか?

A 裁判所の受付相談は、手続の特徴やそれぞれの手続を申し立てる場合に必要な書類・費用などをお答えする相談なので、個々の内容や判断に関する事項にはお答えできません。そうした事項についてお尋ねになりたい場合は、 弁護士又は司法書士への相談(あるいは法律相談センターの利用)をお勧めします。

第3 手続一般について

1 Q 個人再生手続は、どのような人が利用できるのですか?

A 個人再生手続は、借金等の負債を返済していくことが困難となり、経済的に立ち行かなくなった人で、なおかつある程度安定した収入がある人を対象とした制度です。したがって、この手続を利用するためには、破産のおそれがあり、なおかつ「将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある」ことが必要です。個人再生手続には、小規模個人再生手続と給与所得者等再生手続の2種類があって、それぞれ次の要件があります。

- (1) 小規模個人再生手続
 - a 自然人であること(法人は除外)
 - b 負債総額(担保権の実行により弁済できる金額を除く。つまり、担保 権の実行によっても残ることが予想される金額(予定不足額)は含まれ る。)が5000万円を超えないこと
- (2) 給与所得者等再生手続

主にサラリーマンを対象とした制度であるため、小規模個人再生手続の 上記要件に次の要件がプラスされます。

○ 給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがあり、かつ、その 額の変動の幅が小さいと見込まれること

2 Q 個人再生手続の流れは、どのようになるのですか?

A パンフレット末尾の「手続の流れ図」に沿って説明します。

- (1) まず、申立書に債権者一覧表など必要な資料や費用を添えて申立てを行います。
- (2) 裁判官の面接を経て、要件が揃っていれば、再生手続の開始決定が出されます。
- (3) 開始決定と同時に、申立人に対し、a 財産目録、b 報告書、c 再生計画

案の各提出期限が定められます。申立人は、それらの書面を作成して、その期間内に裁判所へ提出しなければなりません。c(再生計画案)は、後記(6)のとおり債権者に送付されます。a(財産目録)と b(報告書)は、申立人が債権者に開示しなければいけません。

- (4) 債権者の債権がいくらになるかについて、債権者と申立人との間で主張の食い違いがある場合には、この手続の中で簡易な方法により、裁判所がこの手続限りの債権額(あなたから見れば、借金などの額)を決めることになります。
- (5) 申立人は、確定した債権額を最低弁済額以上の金額までカットして、そのカットした後の金額を原則3年で返済する内容の再生計画案を自分で作成し、裁判所に提出します。
- (6) 裁判所は、提出された再生計画案を債権者に送付して、小規模個人再生 手続の場合は同意するかどうかの議決をすること、給与所得者等再生手続 の場合は意見を提出することを、それぞれ求めます。
- (7) 裁判所は、債権者の議決(不同意の回答をした債権者につき、総債権者の過半数に満たず、かつ、その債権額が全債権者の債権額合計の2分の1を超えない場合に可決となる。否決の場合には再生手続廃止)、又は債権者からの意見を踏まえて、さらに審査し、再生計画案を認可するか不認可とするか決定します。
- (8) 認可決定が出され、その決定に対し、債権者から一定期間不服の申立てがなければ認可決定が確定し、再生計画案どおりの返済をしていくことになります。

3 Q 私の場合は、いくら返済すればいいことになるのですか?

A パンフレットの「6 最低弁済額について」のA記載の金額が一応の目安になりますが、それに可処分所得額や財産の総額なども絡んできますので、手続の特徴やそれぞれの手続を申し立てる場合に必要な書類や費用などをお教えするところまでしかできない裁判所としては、具体的な金額についてはお答えできません。

個人再生手続の利用を考えている場合には、このこと以外にも、この手続を利用した場合に最後までうまくいくのかどうかという見込みなどを知る必要もあるでしょうから、一度弁護士又は司法書士へ相談すること(あるいは法律相談センターの利用)をお勧めします。

- 4 Q 手続がすべて終了するまで、どのくらいの期間がかかるのですか?
 - A ケースにもよりますが、申立てから再生計画案の認可決定が確定するまで (計画どおりの返済が始まるまで)は、最短で6か月程度だと思われます。
- 5 Q 仮に代理人を付けないで申立てをした後,自分で手続をすることができなくなってしまったら、どうなるのですか?
 - A 裁判所が定めた期間内に必要な書類を提出できないと,裁判所としては手続を終了せざるを得ず,それまでにかかった手間や費用が無駄になってしまいます。
- 6 Q 再生計画案確定後,一般弁済期間中に支払ができなくなったら、どうなるのですか?
 - A 債権者らの申立てにより再生計画案の認可決定が取り消され,元々の借金の全額を支払うという義務が復活する場合があります。

また、認可された再生計画どおりに返済を続けていたところ、支払うべき 金額の4分の3を返済した段階で、病気などの理由により働けなくなったと か他の要件が揃えば、申立てによって残りの支払が免除される制度(ハード シップ免責)もあります。

- 7 Q 個人再生手続を申し立てた場合,債権者からの取立てはど うなりますか?
 - A 弁護士又は司法書士に依頼するのであれば、各債権者に対して受任通知を 出してくれるので、取立行為は止まることになります。

弁護士又は司法書士に依頼しない場合は、裁判所が申立書を受理したとき に、「申立受理票」を交付しますので、それを申立人が各債権者に送付する と、取立てが止まる傾向にあります。

第4 費用について

1 Q 弁護士を依頼するお金がないのですが、私一人でも手続を 利用することができるでしょうか?

A まず、費用については、パンフレット「4 裁判所に納めなければならない手続費用について」記載のとおり、代理人弁護士を付けない場合には、個人再生委員が選任されますので、その報酬分を含めて裁判所に20万円程度のお金を納める必要があります。このお金を納めることができないと、手続はその時点で終わってしまいます。

弁護士費用は、大体30万円程度だそうですが、場合によっては法律扶助制度を利用することもでき、その場合には20万円弱の費用を分割払いすることもできるそうです。

そうなると、弁護士を付けても付けなくても、費用の点では大差がないと いうことになります。

個人再生手続は、パンフレットに記載のとおり、申立人が主体となって手続を進めて行く手続ですから、それができなかった場合のデメリットも相当ありますので、法律の専門家ではない一般の人が1人で行うことはかなり難しいと言えるのではないでしょうか?

したがって、必要な費用がかかることに変わりはないので、手続について も自分に代わって進めてくれる弁護士や司法書士を依頼した方がよいと、一 般的には言われています。

2 Q 費用はどのくらいかかるのですか?

A 裁判所に納める費用は、パンフレットに記載されているとおりで、代理人 弁護士が付いている場合には2万円くらい、代理人弁護士が付いていない場 合には20万円くらいです(ただし、債権者が多数などの場合には、さらに 費用を納付する必要があります。)。 代理人弁護士が付いていない場合に高額になるのは、申立人に対し必要な助言などをする個人再生委員を選任する関係で、その報酬分を納めてもらう必要があるからです。

3 Q 予納金は分納できるのですか?

A 代理人弁護士が付いている場合の約2万円は分納できません。 代理人弁護士が付いていない場合の約20万円も原則分納できませんが、 一括納付がどうしても困難だという特別の事情がある場合には、申立時に1 0万円、その後、申立てから2か月程度の裁判所が定める期限までに残りの 10万円の分納が認められる場合もあります。

第5 個人再生委員について

1 Q 個人再生委員とは何ですか?

A 原則代理人弁護士が付いていない個人再生手続において、申立直後に裁判 所が選任する公平中立な機関で、主に弁護士の中から選ぶことになっていま す。代理人弁護士が付いている場合には、原則選任しません。

個人再生委員の主な職務は、次のとおりです。

- (1) 申立人と面接して収支や財産の状況を確認する。
- (2) 申立人が再生計画案を作成するに際し、必要な助言などを行う。

2 Q 個人再生委員は、どのようなことをしてくれるのですか?

A 個人再生手続において一番重要で難しい手続は、法律に定められた最低限度の返済額を上回り、かつ、自分にとって返済が可能な再生計画案を作成することですが、その作成について助言をしてくれることが最も大きな仕事です。

ただし、個人再生委員は、裁判所が選任した公平中立な機関ですから、代理人弁護士のように、任せておけば何でもやってくれるというわけではありませんし、申立人に不利になるような事実が発見された場合には、その旨を裁判所に報告することもあります。

第6 住宅ローンの特則について

- 1 Q 住宅ローン付きの自宅を持っているのですが、他にもサラ 金から借入があり返済が困難になりました。自宅を手放さず に債務整理を行う方法はありませんか?
 - A 自宅を手放さないで済むかどうかという予測については、お答えできませんが、制度的には、個人再生手続の中にオプションとして付けられている住宅ローンの特則というものがあります。

個人再生手続では、申立人が債権者に対する返済方法を記載した再生計画 案を作成しなければいけませんが、その計画案の中に住宅ローンの返済方法 も盛り込むことができ、その再生計画案が認可されると、住宅ローンについ ても再生計画案どおりに返済していけばよくなるのです。

その返済方法の原則的な内容は、個人再生手続における一般返済期間(原則3年。最長で5年)内に、認可された再生計画案によって一部免除を受けた後のサラ金などの一般的な借金等を返済しながら、住宅ローン分(これまでの延滞分十新たに発生する毎月の返済額)も支払い続け、この原則3年の返済期間が終わった段階で、サラ金などの借金の返済は原則終了し、住宅ローンについては、これまでの遅滞した状態がなくなるので、その後は本来支払うことになっていた毎月の返済分を支払っていけばよいというものです。

ただし、そのような返済計画案を立てることが著しく困難という場合には、 法律の要件のもと、当初定められていた分割払いの期間を延長するなどの再 生計画案を作成することもできます。

この手続を利用する場合には、申立てをする前に銀行などの住宅ローン債権者と再生計画案の内容について打ち合わせをしなければならず、再生計画案の作成も一般のものより難しくなるので、代理人弁護士を付けないとかなり困難だと言えそうです。

第7 その他

- 1 Q 弁護士会の相談を利用する場合の料金や方法を教えてくだ さい。
 - A 岩手弁護士会の法律相談センター(予約制)の詳細は次のとおりです。
 - (1) 場所は、サンビル2階(盛岡市大通一丁目2-1)。
 - (2) 電話番号は、019-623-5005です。
 - (3) 予約受付は、月曜~金曜(午前9時~午後5時)。
 - (4) 相談は,月曜~金曜(午前10時~午後3時)。相談時間は30分以内。
 - (5) 料金は、30分以内5000円。ただし、相談料の支払も困難という場合には、法律扶助制度を利用した無料相談も行う場合があるとのこと。

以上